

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年6月20日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	秋山照雄君		赤澤厚君
	松井豊君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（14名）

議長	長谷部集君		伊藤毅君
	加藤敬徳君		清水和弘君
	横山洋介君		五味武彦君
	金丸寛君		小澤重則君
	清水正二君		斉藤芳夫君
	山本英俊君		内藤久歳君
	藤原正夫君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	興石春樹君	総務部長	三井敏夫君
市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切聡君
建設産業部長	下笹俊彦君	教育部長	三澤宏君
企画財政課長	山田洋君	総務課長	石合雅史君
税務課長	長田裕二君	市民活動支援課長	白神忠広君

商工観光課長	島田伸君	教育総務課長	加藤文雄君
学校教育課長	内藤和彦君	生涯学習文化課長	土屋達巳君
スポーツ振興課長	梅原剛君	財政係長	宮本裕君
情報政策係長	有泉正恵君	市民税係長	金子智奈美君
資産税係長	丸茂貴幸君	市民活動支援係長	小宮山佳浩君
市民生活係長	窪田美世君	商工労働係長	萩原和美君
施設係長	伊藤達郎君	指導監	小山田拓也君
教育指導係長	中村忠廣君	文化財係長	大鷲正之君
施設管理係	松山敏統君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	岩下和也	書記	輿石文明
書記	中込美智子		

審査内容

- 1 条例審査
 - 議案第43号 甲斐市税条例等の一部改正の件
- 2 補正予算審査
 - 議案第47号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）
- 3 その他

開会 午前 9時28分

○書記（輿石文明君） 改めまして、おはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、滝川委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 改めまして、おはようございます。

本日は大変大雨で足元の悪い中、大勢の委員さんたちには本当にお疲れさまでございます。

大阪では大きな地震に見舞われまして、私の妹も茨木市に住んでおりまして、今現在、電気、水道は大丈夫なんですけれども、やはりガスがストップしているということでお風呂が使えない、大変不便であるという連絡が来ておりますが、あれほどの大きな地震の中でも、しかし、幸い小さな被害で済んだのかなということは幸せだなという話をしておりますが、幼い命も奪われ、高齢者の方も亡くなられ、本当に災害というのはいつ起こっても不思議ではない、私たちもしっかりとそういうことを心にとめて、今後、議会活動もしていかなければいけないなということを今回の地震で痛切に感じたところであります。

それでは、本日はたくさんの審議資料がありますが、皆様のご協力のもとに委員会を進めてまいりたいと思いますので、どうか皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

○委員長（滝川美幸君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査については、一問一答方式で簡潔に質問され、また、市当局の答弁もわかりやすく説明していただきたいと思います。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可いたしますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑

は、さきの申し合わせのとおり会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

念のため、人数を申し上げます。甲斐市民クラブ2名、創政甲斐クラブ2名、新政会1名、公明党1名、颯新クラブ1名、日本共産党甲斐市議団1名となります。

審査に入る前に、お諮りいたします。本日は、円滑な審査を行うため、お手元に配付した議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例審査を行います。

議案第43号 甲斐市税条例等の一部改正の件を議題といたします。

それでは、まず委員の皆様にお諮りいたします。本議案は、たばこ税に関する内容と償却資産に係る課税標準の特例に関する内容であります。

建設経済常任委員会から、お手元に配付した連合審査会開会申入書のとおり償却資産に係る課税標準の特例の審査について、本委員会と連合審査会を開催したいとの申し入れがありました。

ここで、お諮りいたします。本議案の償却資産に係る課税標準の特例に関する審査は、建設経済常任委員会委員長の申し出のとおり連合審査会の開催に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、償却資産に係る課税標準の特例に関する審査は、建設経済常任委員会との連合審査会を開催することに決定いたしました。

さらにお諮りいたします。連合審査会は、本委員会で先にたばこ税に関する内容を行った後、連合審査会を開催いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように決定いたします。

それでは、当局より説明をお願いいたします。

長田税務課長。

○税務課長（長田裕二君） おはようございます。

それでは、市民部税務課より、議案第43号 甲斐市税条例等の一部改正の件につきまして説明させていただきます。

甲斐市定例議会議案の7ページをお願いします。

議案第43号の甲斐市税条例等の一部改正の件につきまして、まず、この改正の提案理由といたしまして、16ページをお願いいたします。

16ページ、一番下の欄をお願いします。

これは、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。これが、この条例案を提出する理由であります。

次に、改正の概要につきまして、甲斐市定例市議会資料1ページをお願いします。

今回の法律改正は、主に次の2点について改正するものです。

まず、製造たばこの区分を創設し、加熱式たばこを新たに位置づけ、課税標準を5階に分け段階的に見直す改正と、たばこ税の税率を3段階に分け引き上げるものです。

たばこ税関係の条例の施行日は、平成30年10月1日となります。

説明については、議会資料の一部改正の概要を中心に説明いたします。

まず、1番、製造たばこの区分の新設については、法律の改正により製造たばこの区分を新たに創設し、その中に加熱式たばこを位置づけたもので、資料3ページの新旧対照表をお願いします。

まず、新表のほうの第92条については、製造たばこの区分を新たに創設し、その中に加熱式たばこの区分を設けた規定の整備であります。

資料の1ページをお願いします。

2番、たばこ税の納税義務者等に係る改正については、法律改正によるもので、第92条に製造たばこの区分を創設したことによる条ずれの整備であります。条例改正箇所は第92条の2になります。

3番、製造たばこことみなす場合の新設については、法規定の新設によるもので、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したものを製造たばこことみなすこととする規定の整備であります。

加熱式たばこの商品については、現行の課税方式では溶液の重量が税額計算に反映されていないため、商品によって税制上の取り扱いが異なることとなっていました。今回の改正により、加熱式たばこに係る税制上の取り扱いを商品間で統一するため、溶液部分についても

製造たばことみなすこととするための規定の整備であります。

条例改正箇所は、第93条の2となります。

4番、たばこ税の課税標準に関する規定の整備については、加熱式たばこの課税標準に係る紙巻きたばこへの本数の換算方式について、重量と価格を新たに紙巻きたばこに換算する方式として、下段の表に示すとおり現行の換算方式とあわせ換算計算され、平成30年10月1日から各年度の換算計算に率を掛けて5年間で段階的に新換算方法に移行する規定の整備であります。

資料5ページをお願いします。

第94条第3項においては、加熱式たばこを製造たばこの本数換算することについての規定の整備であります。

第1号は、1グラムを1本と換算する規定、第2号は、加熱式たばこの重量0.4グラムを0.5本と換算する規定、第3号は、紙巻きたばこ1本当たりの国及び地方たばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計を100分の60で除して計算した金額をもって0.5本とするものであります。

加熱式たばこを製造たばこに換算するには、第1号から第3号までの合計本数となりますが、まず、平成30年10月1日以降は、第1号は0.8、第2号、第3号はそれぞれ0.2を乗じて計算した本数をもって課税標準とするものです。

次に、平成30年10月1日以降は資料11ページの新表に示す改正率のとおり、次に、平成32年10月1日以降は資料12ページ、そこの新表に示す改正率のとおり、次に、平成33年10月1日以降は資料14ページの新表に示すとおり改正率を乗じて計算した本数をもって課税標準とするものです。

資料2ページをお願いします。

5番、たばこ税の税率の引き上げについては、たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げる規定の整備であります。

下段の表に示すとおり、3回に分けて段階的に実施していきませんが、まず平成30年10月1日の改正は、資料8ページをお願いします。新表第95条に示す改正金額のとおりになります。次に、平成32年10月1日の改正は、資料13ページをお願いします。新表第95条に示す改正金額のとおりになります。次に、平成33年10月1日の改正は、資料15ページ、新表第95条に示す改正金額となります。

また申しわけありません、資料の2ページをお願いします。

6番、たばこ税の課税免除に係る改正については、条例第92条の条ずれに伴う規定の整備であります。条例改正箇所は、第96条となります。

7番、たばこ税の申告納付の手續に係る規定の整備については、条例第94条において、売渡し等という定義語を置いたことによる規制の整備となります。条例改正箇所は、第98条となります。

8番、市たばこ税に関する経過措置の改正については、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を、平成31年9月30日まで適用を延長する規定の整備となります。条例改正箇所は、平成27年度改正条例附則第6条となります。

以上で、議案第43号 甲斐市税条例等の一部改正について、たばこ税関係の説明を終わります。

○委員長（滝川美幸君） ご苦労さまでした。

それでは、説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） たばこを吸わないんでわからないんだけど、加熱式たばこってどういうものなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） ここで商品名を申し上げていいのかちょっとわからないんですけど、今、私どもが調べた中では3種類ありまして、JTという会社のブルーム・テック、また、あとアイコスというものと、あとグローという、一応この3種類が、今、市販であるようであります。

加熱式たばこについては器具がありまして、アイコスとグローについては、その器具にたばこの葉っぱ、たばこのミニチュア版みたいなものを差し込んで、それを加熱して、その葉っぱに含まれている水分と溶液というグリセリンの部分が蒸すような状態になって水蒸気として出てきますので、その水蒸気にニコチンが入っていますから、それを吸うというような状態のものになります。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。傍聴議員。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この税制改正によって、甲斐市のたばこ税に対する影響というのはどのくらいになるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） たばこ税の影響なんですけれども、今回の税制改正によってどれくらいの効果といいますか、それがいいのかというのはちょっとつかめない状態であります。

ただ、平成29年度の実績が出ております。平成29年度の調定実績ということで、本数が9,635万本という大まかな数字が出ていますが、それに市町村のたばこ税が1回につき0.43円上がります。1本につき0.43円上がります。それを3回値上げがありますので3回掛けますと、1億2,429万1,500円というような増額になるというふうな、一応、本当に概算といいますか試算といいますか、ちょっと読めないんですけれどもそういう金額になりますけれども、たばこ税については、28年度、29年度について大体5%ぐらい落ちておりますので、この改正によってなおさらたばこ離れが進むのか、また、加熱式たばこのほうも、今度税額が上がりますので、その税額がどれだけ上がってくるのかというのがちょっとつかめない状況ですので、本当に今お示しした数字は概算といいますか、本当に正式といいますか、もう本当に概算の数字になるということになりますけれども。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、今まで実際加熱式たばこというのが今までなくて、それに置きかわる分、今まで普通のたばこを吸っていた人がそれにかわったということで、それに対する税収の影響というのが、見込みとして下がるのか上がるのかと、今、説明を受けて何とも言えないという部分もあるんですけども、それと、もう一つそれに関する事なんだけれども、今のたばこ屋さんで売っている部分で普通のたばこと加熱式のたばこの売り上げというか本数の、これってわかるか。わからないか。

○委員長（滝川美幸君） 長田課長。

○税務課長（長田裕二君） 新しくできた加熱式たばこが今度増税になるということで、それについてどのくらい税として影響があるかということなんですけれども……

〔「本数」と呼ぶ者あり〕

○**税務課長（長田裕二君）** 一応、本数については、今も加熱式たばこ、税金を取られています。うちのほうに来る本数については、加熱式たばこと紙巻きたばこの分けがないんです。ですので、どれだけ加熱式たばこの部分が含まれているのかというのが試算できないので、その点はちょっとわかりません。

○**委員長（滝川美幸君）** よろしいでしょうか。

ほかに傍聴議員、ありますか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**委員長（滝川美幸君）** なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前10時22分

○**委員長（滝川美幸君）** それでは、会議を再開いたします。

連合審査会、お疲れさまでございました。

以上で議案第43号の質疑を終了いたします。

これより、議案第43号 甲斐市税条例等の一部改正の件について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（滝川美幸君）** 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（滝川美幸君）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第43号を終わります。

これで条例審査を終わります。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

暫時休憩いたします。休憩いたします。再開は35分からでございます。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時33分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

これより、補正予算の審査を行います。

議案第47号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

審査に入る前に、お諮りいたします。審査は歳出から行い、説明は担当課ごとに説明を受け、質疑を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、そのようにいたします。

初めに、総務課より、2款総務費、1項総務管理費の所管分について説明をお願いいたします。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） お疲れさまです。

それでは、総務課に関係いたします補正予算につきまして説明をいたします。

補正予算説明書8ページ、9ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、2款総務費、項1総務管理費、目6情報管理費のうち、01情報化推進事業の工事請負費へ580万円を増額いたすものでございます。

補正額の概要につきましては、塩崎駅周辺整備事業に伴う県道甲府韮崎線拡幅工事に関連し、現在、仮移設を行っております甲斐市光ケーブルの本移設工事に要します経費であります。

工事箇所は、市役所双葉庁舎北側から塩崎駐在所前交差点を南下した区間で、現状の光ケーブル200メートルを東京電力電柱に移設するとともに、道路拡幅により新たに張りかえが生じたケーブル総延長650メートルの張りかえ工事費用となります。

また、歳入といたしまして、本工事に対する山梨県からの光ケーブル移転補償費152万2,000円を総務費雑入に計上しております。

説明書6ページ、7ページに記載がございますので、あわせてご確認ください。

なお、現在の予定でございますが、本移設工事につきましては、9月末の工期を予定しておるところでございます。

以上で、総務課補正予算の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

ありませんか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、総務課関係の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、市民活動支援課より、2款総務費、1項総務管理費の所管分についての説明をお願いいたします。

白神市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） お疲れさまでございます。

引き続きまして、市民活動支援課より説明をさせていただきます。

予算説明資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第12目市民活動費の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

02の市民温泉等維持管理事業につきまして、補正前の額7,958万3,000円に補正額188万9,000円を増額し、補正後の額8,147万2,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、昨年度から継続して工事を行っておりましたかまなしの湯源泉取水ポンプの交換工事中に代替措置として使用しておりました水道水を加温するための燃料費25万8,000円と上下水道料163万1,000円でありまして、それぞれ今年度の請求額と昨年度同期の実績額との差額を補填するものとなっております。

次に、第14目諸費についてご説明申し上げます。

01自治振興事業につきまして、補正前の額5,538万4,000円に補正額500万円を増額し、補正後の額6,038万4,000円とする補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、平成29年度に申請をしておりました一般財団法人自治総合センターの自治振興事業につきまして、新居区自治会と竜王4区自治会の一般コミュニティー助成事業が採択されました。それぞれ限度額の250万円、合わせまして500万円を歳入歳出予算それぞれに計上させていただきました。

歳入につきましては予算説明書6、7ページをご確認いただきたいと思います。

以上、補正予算についてのご説明とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今の市民活動費の中、市民温泉のかまなしの湯の水道水を温めるのが25万とかかかったというんだけど、今度、完全に直ったという報告を受けているんだけど、かまなしの湯以外にこういうことというのは、百楽泉とか志麻の湯にはこういうおそれはないんですか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 今回、かまなしの湯が1月の時点でちょっと井戸のポンプのスイッチが入らないところから始まった事象でございます。4年前にもポンプの入れかえをしておりまして、そのときにはスムーズに出し入れができたということで、今回、

業者さんのほうでも特段問題がなく1日で終わるような工程での計画をしておったんですけども、今回、なかなか2カ月程度かかってしまうという事象がありまして聞いていったところ、温泉の質によっても大分違うので何とも言えないと、本当に温泉の質が本当にいろんな鉱石物等が入っているところによっては、毎年ポンプの出し入れをしてそれを防いでいるというようなこともお聞きしたところでございますので、引き続き、今度、百楽泉あるいは志麻の湯等でもその辺の検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） とりあえずは、今、一応調査というか、そういうこともしているということなんですね。

別件でよろしいですか。

○委員長（滝川美幸君） はい、有泉委員、どうぞ。

○委員（有泉庸一郎君） 諸費の中の自治振興事業、限度額の250万、2カ所の公民館の整備みたいなことだと思うんだけど、これは毎年、毎年、こういう助成事業でもらっていますよね。今後もこういうものは、大体、いつも毎年2件ぐらいなんだけど、もうそういうことを申し込んでいるところもあるんですか。今の状況は。今後の問題として、こういうようなこと、多分、2件ばかりじゃなくて何件かあると思うんだよ。そういうこと、申し込みというか申請しているところが。今後の予定といたらおかしいけれども、状況がわかったら教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） 昨年度、10自治会から申請があったうちの2自治会が採択されたということですので、今年度、また募集を行うときに、今までの例でありますと漏れた8自治会は同様にまた申請をしていただいて、また新たにあればそこを合わせて出てきた件数を全て申請のほうへ回すということを予定しております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） つかぬことを聞きますけれども、10自治会から申請があつて、その2つが選ばれると。この選考基準というか優先順位じゃないけれども、どういう基準でこういうところが選ばれるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 白神課長。

○市民活動支援課長（白神忠広君） これにつきましては、毎年似たようなご質問をいただいているところなんですけれども、財団法人自治総合センターのほうで全て採択の決定をいたしますので、市の担当等でそんなくができるようなレベルではないということを理解しております。よろしく申し上げます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ないですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないということですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、市民活動支援課関係の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、学校教育課より10款教育費、2項小学校費について説明をお願いいたします。

内藤学校教育課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） おはようございます。大変お疲れさまです。

学校教育課の補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の12、13ページをお開きください。

一番上段の10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費でございます。

補正前の額1億2,099万7,000円に15万5,000円の増額補正をお願いし、1億2,115万2,000円とするものでございます。

この15万5,000円につきましては、全額県からの委託金でございます。

この委託金につきましては、恐れ入ります、6ページ、7ページをお願いいたします。

中段にあります15款県支出金、3項委託金、8目教育費委託金、1節学校教育費委託金に主体的・対話的で深い学び推進事業委託金として15万5,000円の歳入を計上しております。

それでは、13ページにお戻りください。

13ページ、08敷島北小学校費の15万5,000円の補正の理由につきましては、県では本年度から主体的・対話的で深い学び推進事業として研究推進校を指定し、学力向上に関する課題改善及び新学習指導要領で示された主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を目的とした実践研究を行い、その成果を県内の小・中学校に普及することにより確かな学力の向上と教育課程の充実を図る事業を実施しております。本年度から3年間、敷島北小学校がこの事業委託を受け研究指定校となり研究を推進することとなりました。3月に指定を受けましたので、今回、その関係経費の補正をお願いするものでございます。

15万5,000円の内訳は、8節報償費の3万円につきましては、研究会講師の謝金でございます。11節需用費の3万7,000円は、図書購入費、資料印刷に用いる用紙類や児童が学習資料を整理するためのファイル等の消耗品でございます。12節役務費の3,000円は、切手代等でございます。14節使用料及び賃借料は、研修のためのバス借り上げ料でございます。

以上で補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今、説明を受けて、ことし敷島北小、3年間ということで、主体的・対話的で深い学びの推進事業というのは具体的にどんなものがあるのか、バスの借り上げ料とか何かあるけれども、校外へ行って何かするのか、具体的にどんなのが、ちょっと教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 小山田指導監。

○指導監（小山田拓也君） 主体的・対話的で深い学びとはいかなるものかとお質問でございますけれども、小学校では平成32年度から、それから中学校は33年度から全面実施となります新しい学習指導要領の中で示されているこれからこういう学びをしていくのだという、そういう理念といいますかそういったものであります。

主体的というのは、言葉のとおり子供たちが意欲的にみずから学ぶ意欲を持って学習に向

かうこと、それから対話的というのは、子供たちが一緒に協力して共同して学習をするとか、それから教師、また地域社会の大人とのかかわり、やりとりの中で自分の考えを広げたり理解を深めたりというふうな、そんなこと、それから深い学びというのは、そうやって身につけた知識や技能を、また次の新しい問題を解決するために活用するとか、それから自分の持っている知識と知識を結びつけて考えてみるとか、そういったことをしながらより深く理解する、そんな学びであるというふうにされています。

ただ、それを、じゃ実際の授業の場面でどんなふうに組み立てていくのかということ、それがまだ示されていない、それを敷島北小学校が実際の授業はこういうふうになるんじゃないかということの研究すると、そんなふうな事業です。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 余りよくわからなけれども、基本的にそのような、独自性というか、北小の先生たち、任された中で主体的・対話的な授業ということだと思っただけけれども、結局、これは1年から6年生まで全部、北小の子供全部対象にしてやるということですか。

○委員長（滝川美幸君） 小山田指導監。

○指導監（小山田拓也君） はい、基本的には全校での研究ということになります。全職員が研究に加わって、先進校の視察に行ったり、それから講師を招いて研修会を開いたりする中で実際に授業のプランを組み立てて、全学年、必ずかどうかわかりませんが、基本的には全校体制で研究をしていくというふうな形になります。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に我々がちょっと心配するのは、今の現状、教育、子供たち、特に教師になんかいろんな教育の面で負担が感じると、いろんな面で、よく聞かされるんで、精神的な面で大変だと。なおかつ、こういった事業に取り組むとその負担がますますふえるんじゃないかということで、それが懸念されるけれども、その辺のところは問題ないんですか。

○委員長（滝川美幸君） 内藤課長。

○学校教育課長（内藤和彦君） 今、赤澤委員ご指摘のとおり、教員の多忙化ということも、今、非常に大きな課題になっておりますが、今、研究指定を受けるのは、本当に教師としての本分といいますか、子供が一生懸命取り組んだ達成感を持つとか自己肯定感を持つとか学びが好きだという、そういう本質をいかに育てるかということですので、そこはやはり

我々教員はそういったところを中心に学習、研修をすべきだなというふうに考えております。

その以外のところで、例えば文書の処理であるとかアンケート調査であるとか、そういったところは軽減できるところは行政サイドも一緒に、PTAなんかも含めまして軽減措置を考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 最後になりますけれども、課長が言ったとおり、いろんな面で教師にはできるだけ負担がかならないように、せっかくこうやって指定を受けた以上はある程度成果が出ないと意味がないということで、15万5,000円と金額的には大したことはないんだけど、その実績がすばらしいものが残ったということが、こういったものは学校だけじゃ大変だということで、やっぱり行政のほうでもできることはできるだけ協力して、せっかく敷島北小がとったということであれば、当然現場の人たちは大変ですけれども、協力していただいですばらしい成果が出るように頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありますか。ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） ないようでしたら、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（滝川美幸君） 質疑がないということでありますので終了いたします。

これで、学校教育課関係の質疑を終了いたします。

続いて、教育総務課より、10款教育費、3項中学校費について説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） それでは、続きまして、教育総務課からご説明をいたします。

ページは同じく12ページ、13ページとなります。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、04玉幡中学校費2,500万円を減額するものでございます。

財源内訳の国庫支出金500万円の減額は、国の学校施設環境整備改善交付金を減額するものとなっております。

補正の内容でございますが、平成30年度当初予算に今回の玉幡中学校旧給食室解体工事費1,500万円を計上いたしました。国の平成29年度一般会計第1次補正予算によりまして、平成29年度学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたことから、平成29年度2月追加補正予算に事業費を計上いたしまして繰越明許費としております。この結果、予算が重複する形となったことから減額をさせていただくものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、教育総務課関係の質疑を終了します。

ここで、暫時休憩いたします。職員の入替えを行います。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、生涯学習文化課より、10款教育費、6項社会教育費について説明をお願いいたします。

土屋生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） お疲れさまです。

それでは、生涯学習文化課より、6月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書12ページ、13ページをお願いいたします。

10款教育費、中段にあります6項社会教育費、4目文化財保護費でございます。

補正前の額1,441万5,000円に816万円の増額補正をお願いし、2,257万5,000円とするもの

でございます。

説明の欄の02文化財保護事業72万8,000円の事業内容につきましては、市指定の文化財三社神社本殿及び同じく市指定文化財峰観音堂、敷島の牛句地内にございます屋根の修繕に係る補助率2分の1の補助金の交付でございます。

春先の季節風により市の指定文化財であります両建造物の屋根材を覆う銅板、鉄板が破損したため、緊急に修繕を行うものでございます。

続いて、03文化財調査事業743万2,000円の事業内容は、内訳としまして、都市計画道路田富町敷島線埋蔵文化財調査受託事業450万6,000円及び旧敷島幼稚園跡地埋蔵文化財調査整理分析事業292万6,000円の合計でございます。

都市計画道路田富町敷島線埋蔵文化財調査受託事業は、道路改良工事大下条第2期工区のうち未買収地の用地買収が完了し、道路改良工事が行われます前に埋蔵文化財の発掘調査を行うものでございます。県の発注事業ですので県の原因者負担となり、財源内訳のその他諸収入として450万5,000円が県からの文化財調査受託事業収入として計上してございます。

歳出の内訳は、作業員賃金、消耗品ほか調査報告書作成のための印刷製本費、遺跡測量調査業務委託料、重機車両実測機器等の借り上げリース料でございます。

2つ目の旧敷島幼稚園跡地埋蔵文化財調査整理分析事業は、埋蔵文化財発掘調査を昨年度実施いたしました、その際に出土した出土品等の整理分析調査に係る経費でございます。

内容は、作業員賃金、消耗品ほか、遺物の実測保存処理業務委託料、実測機器等借り上げのリース料でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 工事に伴う発掘調査の場合、普通、どのくらい掘っているんでしょうか。参考に。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） 今回の現場ですけれども、2カ月ほど調査をさせていただいて、その後、整理期間として年度末までを予定しております。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 掘る深さ、参考にどのくらいか。

○委員長（滝川美幸君） 大畠係長。

○文化財係長（大畠正之君） 今回の調査におきまして、深さはおよそ60センチから70センチでございます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 田敷線のほうの発掘調査って何か出そうなんですか。期待感を持っているんですけども、何かあるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 土屋課長。

○生涯学習文化課長（土屋達巳君） おそらく時代は古墳時代から平安時代ということで、遺構は竪穴式の建物跡とか土師器、カメツキ、スイキ等が発掘、周辺から出ておりますので、同様に出るであろうというふうに考えております。

○委員長（滝川美幸君） ほかに、傍聴議員はありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、生涯学習文化課の質疑を終了いたします。

続いて、スポーツ振興課より、10款教育費、7項保健体育費について説明をお願いいたします。

梅原スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 大変お疲れさまでございます。

引き続き、スポーツ振興課から今回の補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書12、13ページをお願いいたします。

10款教育費、7項保健体育費、2目体育施設費の06B&G海洋センター運営費でございます。補正前の額1億2,263万7,000円に3,044万6,000円の増額をお願いし1億5,308万

3,000円とするものであり、財源は合併特例債として1,200万、諸収入としてB & G財団海洋センター修繕助成費1,780万、一般財源として64万6,000円でございます。

補正予算の3,044万6,000円でございますが、敷島B & G海洋センターのプールの屋根を覆う上屋膜体等取りかえ修繕及び25メートルプール館の管理棟屋根の防水工事でございます。

需用費の615万6,000円につきましては、敷島B & G海洋センターのプールを覆っている上屋膜体の4枚が経年劣化により破損等しており、今回、上屋膜体と妻壁部分2枚の取りかえ修繕を行うところでございます。

また、工事費の2,429万につきましては、25メートルプールのカンタイ塗装が経年劣化により数カ所においてはがれたため、今回、防水シート張りによる改修、管理棟の屋根につきましても、既存のアスファルト防水部分が経年劣化により傷んでいるため、ウレタン吹きつけ防水を施す改修工事を行うところであります。

よろしくご審議お願いします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと聞きたいんですけども、B & Gの財団から修繕の補助金ということで1,780万、これ全体の3,000万のうちの1,800万、これは何パーセント、基準があってこの金額が示されたということか。

○委員長（滝川美幸君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 3,000万の中の基準でよろしいでしょうか。

基本的に、限度額3,000万ということがありまして、これに対して、今回、甲斐市の場合では助成金をもらうに当たりまして助成となる運営の関係とかいろんな5項目がありまして、その5項目等の定められた評価によって助成金がいただけるところでございますが、今回、特Aという形で29年度も管理等が非常によかったということで、3,000万円の限度額の中で残された金額1,780万、過去に2度ほど修繕をしているところがありますので、残された1,780万の限度額まで今回申請をできたということでございます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 限度額が1,780万までということで助成をしていただいたということで、去年、29年度も助成、双葉かな、やったのは。続いてことし、これは限度いっぱい、財団の基準の中のいっぱい、3,000万の基準の中の、今、言ったように幾つかの項目があって、その基準にのっとってやったという説明なんだけれども、そういう理解でいいんですか。

○委員長（滝川美幸君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 敷島B&G海洋センターのプール等につきましては、3,000万をいただく前に最初にさせていただいたのが平成15年のときにプールサイドの改修工事、また、平成24年に上屋の鉄骨の塗装等でいただいております、今回30年度が3回目という形になります。それで、限度額の3,000万までということで交付決定をいただいたところですよ。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） すみません、確認、3回の合計が3,000万ということで、最終的な1,780万はその枠内の限度額いっぱいの金額だったということ、3回の残額ということだね。わかりました。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと別件で、この際、お聞きしたいんですけども、B&Gの運営に関して、今、シルバー人材が、あそこの管理とか委託していると思うんですけども、間違いはないですか。

○委員長（滝川美幸君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） B&Gにつきましても、敷島と双葉、B&Gがありまして、あと玉幡公園総合屋内プールもありますが、そちらのほうの3カ所を指定管理制度を使わせていただきまして、現在は29年から33年まで、株式会社フィッツのほうに業務のほうの管理、運営業務を委託しております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） フィッツのほうで運営管理をしておるとのこと。双葉も敷島も。わかりました。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、先ほどの赤澤委員の一番最初の質問で再確認したいんですけれども、3,000万円の上限を使い切ったということで、今後の修繕に関してはもうB & Gからは助成はおりないということの認識でよろしいですか。

○委員長（滝川美幸君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） B & G財団のほうに毎年アンケート等がありまして、現在、プールについては3,000万というような話はいただいております。ただ、要望等のほうで甲斐市からはできれば3,000万の上限を上げていただきたいという形の要望等は上げさせていただいているところですが、一応、B & G財団からいただける助成の額は今のところ3,000万というところでございます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに、傍聴議員、質疑がありますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の関連なんだけれども、その3,000万の上限というのは、今、双葉と敷島がありますよね。2施設。それを含めてなのか、1施設ごとのあれなのか、その辺のところはどういう判断か。

○委員長（滝川美幸君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 敷島、双葉、別々で3,000万ずつありまして、双葉のほうも活用させていただいているところでございます。そちらのほうももう残額がないような状況で、双葉も敷島についても、決定額でいくと今回で3,000万使い切るという形になっております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、双葉とあれの両方、3,000万使い切っているんだけれども、工事の修繕の内容、今、こっち上屋があって、向こうとは建物の素材が違うとは思いますが、かかるお金の工事の内容についてはみんな同じような内容なのか、防水とかプールとかいろいろあるんだけれども、その辺のところの修繕の中身についてはどういうふうに、

同じなのか違いがあるのか。

○委員長（滝川美幸君） 梅原課長。

○スポーツ振興課長（梅原 剛君） 今回の敷島のB&Gのプール等の関係でございますけれども、プールにつきましては25メートルプールがありまして、そちらのプールを、今、塗装になっているところを全てケレン等させていただいて、ステンレスの上に防水シートという形でさせていただきます。防水シートを張るという形になると、今度は歩くときには、クッション性も当然ありますので足には負担がかからないという形で、今回は塗装から防水シートという形でさせていただきました。

管理棟の屋根につきましても、今、アスファルト防水になっているんですけども、そちらのほうの下地等の補修と、あとはがれた部分の補修等をさせていただいて、その上にウレタンの吹きつけという形で考えているところでございます。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） それでは、なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、スポーツ振興課関係の質疑を終了し、歳出の質疑を終了いたします。

ここで、暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時14分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、歳入について行います。

企画財政課より、14款国庫支出金から21款市債まで一括で説明をお願いいたします。

山田企画財政課長。

○企画財政課長（山田 洋君） お疲れさまです。

このたびの一般会計補正予算6,706万5,000円につきまして、財源となります歳入予算について説明をいたします。各所管課からそれぞれ歳出にあわせまして歳入の説明もあつたこ

とと思いますので、一括して簡単に説明させていただきます。

補正予算説明書 6 ページ、7 ページをお願いいたします。

初めに、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金2,875万2,000円につきましては、当初予算に計上いたしました民設民営の保育所として整備いたします松島保育園及び小規模保育事業所として整備いたしますげんきっこ双葉保育園の建築工事に対する整備費交付金の基準限度額の改定及び加算項目の追加があったことなどに伴いまして施設整備費補助金が増額となりますが、この財源といたしまして補助率2分の1となる保育所等整備交付金が交付されるため計上するものであります。

次に、7目土木費国庫補助金、1節土木費補助金989万6,000円の減額でございます。内訳といたしまして、まず社会資本整備総合交付金80万6,000円につきましては、耐震診断義務対象建築物で耐震診断が未実施である4棟のうち、実施の申し出がありました1棟に対する耐震診断に係る補助金の財源といたしまして補助率3分の1となる社会資本整備交付金が交付されるため、計上するものであります。

次に、防災安全社会資本整備交付金1,070万2,000円の減額につきましては、国の交付金の内定により道路新設改良事業の財源である交付金が677万9,000円、橋梁長寿命推進事業の財源である交付金が2,376万9,000円増額となったこと及び公園整備事業における赤坂台総合公園整備事業の財源となる交付金4,550万円が交付されることに伴いまして、7,604万8,000円の増額がありますが、公園整備事業における（仮称）上八幡公園整備事業につきましては、平成29年度の国の補正予算において防災安全社会資本整備交付金事業として交付決定となり、平成30年2月定例会において追加補正により計上いたしましたので、平成30年度当初予算に計上いたしました防災安全社会資本整備交付金8,675万円を減額いたしますので、合計では1,070万2,000円の減額を計上するものであります。

次に、9目教育費国庫補助金、2節中学校費補助金500万円の減額につきましては、平成29年度の国の補正予算に伴いまして学校施設環境改善交付金事業として玉幡中学校旧給食室解体工事に対する補助金が交付決定となり、平成30年2月定例会において追加補正により計上いたしましたので、平成30年度当初予算に計上いたしました学校施設環境改善交付金を歳出と合わせて減額するものであります。

次に、15款県支出金、2項県補助金、7目土木費県補助金、1節土木費補助金60万5,000円につきましては、国庫補助金の社会資本整備交付金と同様に耐震診断に係る補助金の財源といたしまして補助率4分の1となる山梨県防災時避難路通行確保対策事業費補助金が交付

されるため計上するものであります。

次に、3項委託金、8目教育費委託金、1節学校教育費委託金15万5,000円でございます。これは、平成30年度から平成32年度の3年間、県教育委員会による主体的・対話的で深い学びの研究推進事業が実施されますが、本事業推進のために県内で小・中学校各2校の計4校が推進校として指定され、本市から敷島北小学校が指定されました。この財源といたしまして事業費と同額となる主体的・対話的で深い学び推進事業委託金を計上するものであります。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金1,442万2,000円につきましては、今回の補正予算の財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものです。

次に、20款諸収入、3項受託事業収入、3目教育費受託事業収入、1節社会教育費受託事業収入450万5,000円でございます。これは、都市計画道路田富町敷島線道路改良工事の大江条第2期工区のうち、未買収の用地買収が完了したため、本掘整理、分析などの調査を行います。この費用につきましては全額原因者である山梨県の負担となるため、歳出と同額を文化財調査受託事業収入として受けることとなります。

次に、5項雑入、1目雑入、1節総務費雑入652万2,000円でございます。

内訳といたしまして、まず光ケーブル移転補償金152万2,000円につきましては、塩崎駅周辺整備事業に伴う山梨県施行の県道甲府韮崎線拡幅工事において、甲斐市光ケーブル設備も移設が必要となったことに伴いまして、移設に係る工事費の一部が山梨県より補填されるものであります。

次に、コミュニティー助成事業助成金500万円につきましては、平成29年度に申請した一般財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業において、一般コミュニティー助成事業に竜王地区の新居区及び竜王4区の2自治会に事業が採択されたことにより、市が助成金を受け、そのまま2自治会に交付するものであります。

次に、9節教育費雑入1,780万円でございます。

これは、敷島B&G海洋センターの膜体取りかえ修繕、管理棟屋根及びプール塗装の改修工事について、B&G財団から敷島海洋センター修繕助成金が交付されることとなりましたので、教育費雑入として計上するものであります。

次に、21款市債、1項市債、12目合併特例債、1節合併特例債920万円でございます。

内訳といたしまして、民間保育所整備事業へ330万円、道路新設改良事業へ600万円、橋

梁長寿命推進事業へ2,630万円、B&G海洋センター運営費へ1,200万円を充当しまして、公園整備事業につきましては、充当額を3,840万円減額するものであります。

地方債の現在高見込みに関する調書につきましてご説明いたしますので、補正予算説明書14ページをお願いいたします。

表の一番下の行が合計でございまして、中ほどの起債見込み額の列にございまして、今回の補正で920万円を増額いたしますと、本年度の起債発行見込み額は22億4,534万円となりまして、一番右の列にございまして、平成30年度末の現在高は249億9,586万8,000円となる見込みでございまして。

以上、歳入について説明いたしました。

よろしくご審議お願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） お疲れさまでした。説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、歳入の質疑を終了し、議案第47号の質疑を終了いたします。

これより、議案第47号 平成30年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第47号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議大変お疲れさまでございました。

ここで、暫時休憩し、職員の入れかえを行います。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

最後に、その他を行います。

総務部、教育部の順で報告がありますので、説明を求めます。

石合総務課長。

○総務課長（石合雅史君） お疲れさまです。

その他の事項で総務部から2件ご報告させていただきます。

まず、1件目でございます。

大阪で発生いたしました地震によるブロック塀の倒壊により児童が亡くなられたことを受け、市内公共施設におけるブロック塀及び危険箇所等の確認を行い適切な措置を実施するよう、教育委員会を含め施設の所管課に対しグループウェアを通じ指示したところでございます。

2件目は、昨日、新聞報道がありました山梨県のホームページに投稿があったサリン噴霧予告に関し、甲斐市ホームページへ掲載いたしまして市民に対し注意喚起を行うとともに、市内公共施設において不審物等の有無を確認するよう同じく施設の管理課に対し周知いたしましたところでございます。

以上、直近の緊急事態への対応状況についての報告とさせていただきます。

○委員長（滝川美幸君） 三澤教育部長。

○**教育部長（三澤 宏君）** それでは、教育部から大阪北部での地震被害を受けまして実施しました学校施設の緊急点検等につきましてご報告をさせていただきます。

本市教育委員会では、18日月曜日午後3時ごろ、小・中学校16校に対しまして学校施設のブロック塀等につきまして緊急点検を行うよう依頼をしました。

点検内容は、まず目視でひび割れ等がないか、傾いていないか、手で押して揺れないか等を点検していただいて、昨日になりますけれども、19日までに報告するようお願いしたところであります。

また、あわせて児童・生徒への地震発生時の適切な行動等についての指導等も依頼しております。

点検の結果から、双葉西小学校校庭南側正門左右から東側にかけてブロック塀があるとの報告を受けまして、教育委員会の担当職員が現地で点検等を行いました。ブロック塀は、延長が約200メートル、高さが1.2メートル、控え壁が一定間隔で設置してありまして、強度等問題ないことを確認しております。それ以外の小・中学校施設における危険箇所はないとの報告を受けております。

なお、通学路の安全点検につきましては、地震が発生した場合、通学路沿いの危険と思われるような家屋、ブロック塀などについて各小学校にて登校の集合場所からそれぞれの小学校までを点検し、今月、6月29日金曜日までに教育委員会に報告するよう、小学校11校の校長先生に直接電話をしまして依頼をしているところであります。

点検の結果は、保護者の方々への周知も含めまして、どのような形で児童・生徒の安全確保に取り組んでいくのかなどにつきまして、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上となります。

○**委員長（滝川美幸君）** お疲れさまでした。

説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○**委員長（滝川美幸君）** なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

清水議員。

○**議員（清水正二君）** 先ほど、学校にブロック塀の調査の依頼ということで、目視によるこ

とと手でやってということですが、その後の説明があったように、控え壁があるかどうかというの確認というのはなされてないんですか。

○委員長（滝川美幸君） 三澤教育部長。

○教育部長（三澤 宏君） 双葉西小学校におきましては、控え壁が一定間隔で設置してありました。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 清水議員。

○議員（清水正二君） そのほかのところはそういった形のは調査の中ではなかったんですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 先ほど部長がご説明をしましてとおりでございますが、ブロック塀がありましたのが双葉西小1校のみでございます。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 関連なんですけど、ブロック塀に関して今回かなり集中的に点検されたと思うんです。

先ほどのご説明であると、専門家ではなくて職員の方が確認したということで、今後、専門の業者さんに点検をお願いしていかなきゃいけないのかなと思うんですが、恐らく国のほうではそういった点検をなささいというふうな総理の指示があったと思うので、今後、予算等もついてくるので、その動向を見ながらということだとは思いますが、その点、どういうふうに、今後、計画して考えているかお聞かせをいただきたいんですけども。

○委員長（滝川美幸君） 三澤部長。

○教育部長（三澤 宏君） 双葉西小につきましては、高さが1.2メートルで控え壁も一定間隔で設置してありますので、担当職員のほうもプロではありませんけれどもそういうふうに見視または壁がぐらついていないとか傾きがないとかいろんなところで調査しておりますので、また今後、国のほうからもそういった指導等がありました際には、やはり私たちのほうとしても、もう一度、双葉西小のブロック塀については専門家の意見を聞くのかどうか、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） これ、同時に公共施設のほうもそういった動向もあると思うんですけども、公共施設のほうはどういうふうにお考えかを聞かせたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 三井総務部長。

○総務部長（三井敏夫君） お答えします。

一般的な話で申しわけないんですが、特殊建築物の検査、一定期間にございますので、そのとき、建築士の方が行って検査をしていただきます。

そういう機会に、工作物等につきましても検査をしていただくというようなことでお願いをしたいと考えております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今、小学校のブロック塀を一応確認したということなんですが、今回、大阪で起きた事故については違法によるブロックの積み重ねということで、多分ないと思うんですけども、そういうかさ上げ的なそういうことまで点検をしたのか、その辺のところはどんな状況で確認をしたのですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 違法かどうかというようなご質問かと思われませんが、建築基準法の施行令ではコンクリートブロックを積み上げたものにつきましては高さが2.2メートル以下、また石づくりとかれんが等を積んだものについては1.2メートル以下ということになっておりまして、双葉西小学校のは高さが1.2メートルですので、まず高さは問題ございません。

それから、先ほど部長がご説明しましたとおり、控え壁等も適切に入っておりますので、法律上、法令上は問題がないものとなっております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 双葉西小じゃなくて、市全体の学校施設の中でそういうものがないのかということまで確認をしたかどうかということを知りたいんです。

○委員長（滝川美幸君） 三澤部長。

○教育部長（三澤 宏君） お答えさせていただきます。

これ、ブロック塀だけではなくて、一応、危険と思われるようなものにつきまして、ほかの構造物につきましても、一応学校のほうで見ていただいて、特にそういった危険と思われるところはないという報告を受けております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 学校の施設のほうは多分調べていただいたので大丈夫なんじゃないかと思うんですが、通学路をこれから点検するわけなんです、そうすると恐らく通学路ではいろいろ出てくるような気がするんですが、その場合、例えば通学路の変更とか、何かそういったところまで今後やっていく、出てこないとわかりませんが、恐らく何か出てくると思うんです。その辺、どんなふうに、どこまでやるかというのは考えていらっしゃるか、ちょっとお伺いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 三澤教育部長。

○教育部長（三澤 宏君） これは非常に難しい問題でありまして、まず、通学路のほうの危険というかそう思われるようなブロック塀を含めていろんなものを調査してもらいましょうけれども、例えばそれが本当に危険なのかどうかというのは多分専門家が調査しない限りわからないと思います。

また、それを市のほうからそのブロック塀を取り壊すようにとか、そういう指導もできませんので、今、関係の部署とも相談しているのは、全体的にそういうブロック塀は危険なものが多いので、そういった全体的な周知を市全体の市民に対してするかというようなことは今検討しておりますけれども、学校の通学路において、やはり、今後、じゃその危険箇所がわかった段階でどのように取り組んでいくかというのは今からの課題でありまして、やはり私たちが考えているのは、保護者の方々にもそういうこれは危険と思われるブロック塀だみたいなことで情報共有をして、そしてそういうところにはできる限り地震があったときには近寄らないとか、何かそういった指導を考えていきたいなというふうに考えております。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） そうですよ、危険そうに見えるからどうかしてくださいというのもしない。

子供の通学路を変えとか、危険な場合には近寄らないようにとか、そういう場合、特に思うんですけれども、普通、おうちに住んでいらっしゃる方がいる場合にはまだ言えるかなと思うんですけれども、空き家とか、やはり本当にあるんですよ。私も近くにあるんですけれども。そういったところで住んでいないところとか空き家のところとか誰が持ち主かわからないとか、そういったものも結構最近ふえてきていますので、今後、そういったところも含めて、それは教育課だけじゃないと思うんですけれども、点検もして、市でも学校の通学路というだけじゃなくて一般の人に対してもやはり危険なのでしていただきたいと思う

んですけれども、その辺、全体的なことではどうなんでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 三井総務部長。

○総務部長（三井敏夫君） まず、今、法律で規制されているのが、先ほど加藤課長が申し上げましたが工作物でブロック塀などは2.2メートル以上につきましては現地確認の対象になるということでございます。ですから、一般の家庭で立っているブロック塀は法的な規制がないというのが現実でありまして、先ほど教育部長が申しましたように、通学路であるから、市道に面しているからといいましてここが危険であるからこれ取り壊してくださいとかというようなことは正直言いづらいことがございます。

ですから、例えば生け垣の補助等があったらそれを使って生け垣に変えてくださいとかというお話ができるのかなとも思います。

いずれにいたしましても、今後、この大阪の事故を受けまして、一般の方々からも通学路の安全性、あるいは一般市道に面したブロック塀の危険性など電話が入っておりますので、相対的な対応を考えてより効果的な周知の仕方を模索していきたいと思っておりますので、ぜひご理解のほどよろしくお願ひします。

○委員長（滝川美幸君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で総務部、教育部の報告を終わります。

続いて、委員より、その他何かありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

事務局のほうは。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） ないということですので、その他を終了いたします。

以上をもちまして、総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

閉会 午前11時41分